次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2017年6月30日 作成 2017年7月31日 公開

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることにより、社員全員が自らの能力 を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2017年7月1日~2021年3月31日まで
- 2. 内 容
 - 目標1: 育児休業に関する知識・情報、特に男性の育児休業取得について再 度周知し、育児休業の取得率の向上を図る。
 - <対策>社内イントラネット等で育児休業、育児休業給付金、育休中の社会 保険料免除等の公的支援制度の周知や情報提供を行い、子どもの出生 時に男性も育児休業を取得できるように配慮する。
 - 目標2:希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施 <対策>育児のための時間が十分確保できるよう、希望する労働者へは職務 や勤務地を限定する制度を検討・導入する。
 - 目標3:若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供し、就業 イメージを持たせることでキャリア形成支援を行う。

以上